
部落解放同盟京都市協議会

意 見 書

2009年2月

1 はじめに、

部落解放同盟京都市協議会は、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会（貴委員会）については発足当時から強い危惧をいただいておりますが、新川委員長をはじめとする委員の方々の良心を信じ、予断と偏見をもたない公正な議論をされることに期待し、積極的に協力をしてきました。しかし、その期待は大きく裏切られ、危惧が的中したことが残念でなりません。

去年の４月に開かれた第１回委員会では、多くの委員の方々が、部落問題をあまり知らないと言言されていたにもかかわらず、唯一５月に開かれた第２回委員会で関係団体からの短時間の説明を聞いた以外は、当事者との質疑応答、意見交換をする場も設定せず、猛スピードで各種施策の議論が進められてきました。その議論の基調は「見直し」という名の「打ち切り」であり、特に、該当者に大きな影響を与える「自立促進援助金制度」に至っては、大阪高裁判決より厳しい内容の意見具申すら出されました。

その上、１０月の第８回委員会では、コミュニティセンターの見直しについて、地元の意見を聞いてはどうかという複数の委員の意見すら、中坊委員の発言によって退けられました。

委員会では、当事者は意見どころか、説明や質問すらできません。傍聴ができるという一見民主的なポーズがとられていますが、それは、毎回配付される『傍聴される方へのお願い』に「会場での発言については、ご遠慮いただくようにお願いします。（ご意見については、後ほど配付するご意見記入用紙にご記入ください。）」と書かれているように、ただ傍聴できるということだけに過ぎません。事実誤認や、怒りすら覚える発言に声を出そうものなら、「その他、当方で会議運営等に支障があると判断した際は、退出いただくことがありますので、ご了承ください」と同お願いに書かれているように、その場から追い出される可能性すらあるのです。また、意見記入用紙に記入された意見や、当協議会や他団体から出された意見書について、貴委員会で議論された形跡はなく、聞き置くという扱いになっています。すなわち、委員の皆さんに直接訴えたり、意見交換したりすることが保障されないままに、重要な事項が審議され、決定されてきたのです。

しかも、昨年１２月の第１１回委員会で細田委員が指摘されたように、貴委員会からの最終意見具申が出てない段階で、市会において市長がコミュニティセンター廃止について信じられない発言がなされました。細田委員の指摘に対しても、その委員会ではマスコミ報道の偏りということで決着をつけられましたが、現実的には本年２月の市会を待たずして、市長発言に基づいた準備が着々と進められています。さすがに、本年１月に開催された第１２回の委員会では、再度批判の声が複数の委員から上ったのはせめてもの救いでした。

その上、第１１回委員会において『補助金の返還について』という説明がなされましたが、その内容は「住宅改良事業は、法令に列記されている下記の施設整備を目的とした土地の取得は、国庫補助の対象となっているが、これ以外を目的とした土地は補助対象外とされている」「このため、補助対象施設用地として補助金を得て既に取得している土地を目的外の用途に変更する場合には、国庫補助金の返還が生じることになる」というものでした。これは改良事業の

基本的な事項であり、改良事業着手にいたる歴史的経過を知る知らないにかかわらず、委員の皆さんが改良事業について審議される時、最低限知っておかねばならないことではないでしょうか。しかし、この説明は『改良住宅の管理・運営及び建て替えのあり方について（まとめ（骨子））』の修正案が、昨年11月の第10回委員会で審議・承認された後になされているのです。そうすれば、改良事業のしくみを知らないで、改良住宅の管理・運営及び建て替えのあり方が審議され、今後の方向性が決定されてきたと判断せざるを得ません。そのようにして出された審議結果によって、部落の住宅政策が進められていくことに、強い憤りを覚えます。

これらの事実を見ると、審議する以前に結論があり、貴委員会が京都市の防波堤の役割を果たしてきたのではないかとの疑念を抱いてしまいます。

しかも、昨年7月に当協議会は新川委員長に対して、貴委員会の皆様方との「公開討論会」の申し入れを行いました。その回答がいただけなかったため、10月には『公開質問状』を出しましたが、その返答は11月の第10回委員会終了後に新川委員長が口頭で回答せずと発言しただけで、当協議会への詳しい説明はなされませんでした。

そして、貴委員会が京都市長に託された検討事項のほぼ全てに結論を出され、京都市がそれを具体化する段階で、関係団体の意見を聴取するのは欺瞞に満ちたものであります。当協議会は、貴委員会のやり方に強く抗議します。

2 本末転倒の「自立促進援助金制度」の廃止

「自立促進援助金制度」についての大阪高裁判決は借受者の責任を問うておらず、また、新川委員長も借受者に責任はないと発言されてきました。それなのに、貴委員会は大阪高裁判決より厳しい内容の意見具申を出され、それに基づいた条例が可決され、本年から該当者への返還請求がなされようとしています。これは、まさしく借受者に責任をとらずということに他なりません。

行政や学校は、部落問題解決のために奨学金を支給しているのであり、社会に出て自立することが奨学金の趣旨に報いることだとして、受給をためらう者にまで「返さなくてもよい」として奨学金の受給を奨励してきました。もし、行政や学校の積極的な関与がなければ、奨学金を受給していないし、ちがう生活設計をたてたという借受者やその家族は多くあります。しかし、今回の措置は、行政や学校の信頼を根底から覆し、約束は守らなくてもいいという悪い社会規範をはびこらすことになりかねません。

この措置が、法的に容認されるかどうかは当協議会では判断できません。しかし、たとえ容認されたとしても、現市長も含む不備な制度を作った者が何ら責任を問われず、不備な制度を信じた者が「返さなくてもよい」という約束を反故にされ、責任を負わされるということは、法律さえクリアすれば何をしてもよいということであり、行政や学校への不信感は助長されました。

このような状況を生んだ貴委員会の意見具申は、京都市内の部落に広く周知され、語り継がれていくことでしょう。当然、当協議会はこのような不合理に対して、できる限りのことをしていく決意です。

3 高齢者達は負担と不安で泣いている

京都市が行った2000年の部落の実態調査によれば、部落の所帯年収別の所帯は、0円から～199万円が37.4%、499万円以下が62.4%も占めています。その中で、65歳以上の高齢者が27.9%あり、年収は250万円以下が75%を超えています。以後の調査がなされていないため、2000年以降の実態はわかりませんが、その後の日本の社会・経済情勢、同和対策事業の特別対策から一般対策への移行などを考えるなら、2000年の実態が改善されているとは考えられません。

しかも、2002年度からはじまった、高齢者に対する少額貯蓄非課税制度廃止、介護保険料の引き上げ、65歳以上の公的年金控除の見直し、老年者控除の廃止、年金制度改悪、70歳以上の生活保護老齢加算の縮減などの制度改悪や、後期高齢者医療制度の導入などは、高齢者の負担増という形で経済基盤の弱い部落の高齢者を直撃しました。特に、老年者控除の廃止は税金の負担増に止まらず、改良住宅家賃や公的保険料にも反映され、二重三重の負担増が強いられてきました。

そこへ、貴委員会が改良住宅の家賃や浴場料金の値上げを認めたため、更なる負担増が部落の高齢者たちを襲うことになります。事実、家賃の値上げを知った高齢者たちは、「家賃の値上げをやるなら、前住んでいた長屋へ帰してほしい。その方が、大家に相談もできるし、無理やり値上げされることもあらへん」とか、「自分たちのために建てられたはずの住宅が、自分達を苦しめてる」とか、「ぎりぎりのお金で生活しているのに、また値上げか。貧乏人は、はよ死ねということか」という怨嗟の声を上げています。

また、浴場料金の値上げは、ただでさえ外へ出る機会の少ない高齢者たちを、更に家に閉じ込めていくことになるでしょう。浴場は高齢者たちの数少ないコミュニティの場であり、それさえ奪う暴挙といわざるを得ません。

しかも、コミュニティセンターの相談業務廃止は、高齢者たちの不安を増大させています。現在65歳の人の小学校入学時は、1950（昭和25）年になります。当時の「京都市同和地区実態調査」によりますと、京都市内における義務教育の不就学率は、小学校で全市0.46%に対して部落は6.5%、中学校では全市2.77%に対して部落は28.7%もあり、数多くの部落の子どもたちが「今日も机にあの子がいない」という状態で放置されていました。その結果として、文字の読み書きすら満足にできない部落民が数多くいました。そのような人たちが、現在の高齢者であり、しかも、部落の中で四分の一以上を占めているのです。

ある高齢者は、「自分でできたら自分でしたい。誰にも頼りたくない。しかし、自分でできひんから、恥ずかしくても、頼らなしかたないんや」と言っていました。行政事務をはじめとして、日本は文字の読み書きができることを前提とした文書主義です。特に、めまぐるしく変わる制度変更で、申請事務は増える一方なのに、部落の高齢者の多くは説明文書を理解するどころか、読むことすらままならないのです。また、悪質商法やさまざまな問題について、「無知」ゆえに被害にあうこともあります。それら色々な問題に直面した時、相談にのっ

てくれたのはコミュニティセンターでした。他の行政機関は、部落問題をふまえた対応をしてくれないのは、高齢者たちは身に染みて知っています。コミュニティセンターの相談業務廃止後、どうしたらいいか真剣に高齢者たちは悩んでいますし、そのような高齢者を多くのコミュニティセンター職員は心配しています。

貴委員会はそのような声も聞くこともせず、高齢者たちに過酷な結果をもたらすことを決定されました。それならば、なぜそうしたかを高齢者たちに説明する責任があるのではないのでしょうか。

4 おわりに、

同和行政は、部落の劣悪な実態を放置してきたことは差別行政であるとの認識のもと進められてきました。特に緊急を要する課題が多かったため、1969（昭和44）年に『同和対策事業特別措置法』が制定され、特別対策として実施されてきたのです。

とりわけ環境改善を円滑に進めるため、土地家屋の所有者は安い値段で買収に応じ、長屋の住人は家賃負担等に不安感を持ちながらも立ち退きし、国も地方公共団体の負担を軽減するため3分の2の補助や起債の優遇措置を行ってきました。それもこれも、部落問題の解決のための事業という目的で協力してきたのであり、その目的がなければ誰も協力しなかったでしょう。しかも、隣保館等の施設の中には、法が制定される以前に、部落民から京都市へ寄付したものもあり、現在京都市の財産となっている土地にはそのような歴史的背景があることは銘記しておくべきでしょう。

2002（平成14）年3月末をもって、『地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律』が失効し、特別対策としての同和対策事業は終わりましたが、それは『特別対策は、事業の実施の緊急性に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである』と地域改善対策協議会が認識を示した通り、それは一般対策を活用して部落問題を解決していく段階に入ったというべきです。また、国や京都市も、部落問題の解決のための行政課題やニーズがあることを認めており、その課題解決に特別対策から一般対策へ移行して取り組むと明言してきたことは周知の事実であります。

しかし、法の失効と共に、露骨な同和行政の撤退が始まりました。本来なら、部落の実態調査を行い、問題解決の成果と課題を明らかにし、今後取り組むべき方向性を示して一般対策を活用した同和行政を進める必要があったはずですが、京都市は同和行政打ち切りの最終段階として、その名の通り『同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会』を立ち上げ、当事者抜きの学識経験者の意見を受けるといような、姑息な手段で同和行政終結の総仕上げをしようとしています。その最大のものが、コミュニティセンターの職員引き上げ、廃止であります。みなさんご存知のように、2002年以降、コミュニティセンター（隣保事業）は、社会福祉法にもとづく施設であり、法的根拠を持ってい

る施設であり、「特別な施設」でもなんでもありません。部落問題やあらゆる人権問題を解決するために、部落を特定して、部落住民のためだけに行われているものではないのです。地域交流や地域福祉、地域のまちづくり活動の拠点施設として、重大な役割を担っているのがコミュニティセンターであります。コミュニティセンター事業やその他の一般施策を活用しながら、地域で具体的な活動が行われています。千本地域では、学区全体を網羅する高齢者の会食会、夏祭りや盆踊り大会、障害を持つ子どもたちと一緒に行うダンスサークル。東三条地域では、毎日の配食サービス事業や月2回の「ふれあい昼食会」、白川学区全体での三条まちづくりフェスタや人権劇で有名な「部落問題を考える集い」。西三条地域では、学区全体での高齢者の見守り活動や夏祭り。吉祥院地域では、「ふれあいジャンボリー」などのまちづくりイベントや六斎念仏を継承するための文化芸術活動。久世地域では太鼓サークルやまちづくりイベント「レインボーフェスティバル」の取組。辰巳地域では、各種団体を網羅した「TATSUMIフォーラム」の活動。錦林地域では、周辺地域を巻き込んだ「人権広場 錦林のつどい」田中地域では、まちづくり組織を中心とした地域でのクリーンキャンペーン。改進黨では、保育所の保護者を中心とした「改進黨フェスタ」や「伏見人権のつどい」、NPO人権ネットワーク・ウェーブ21によるフィールドワークの受け入れや連続講座の実施、並びに同NPOと行政や学校と共に改進黨歴史資料研究会を行い、改進黨地区の歴史を保存するなどの部落史研究や啓発活動。などたくさんの活動が多く多くの市民と協働しながらおこなわれています。そのことが、部落問題や人権問題解決への確かな成果が上がっていると確信しています。このような長年積み上げられてきたコミュニティセンター事業を活用しての自主的な活動もここへきて「やめなさい」「廃止」とは、「何を考えているのか、せつかくここまできたのに」と疑問を持つのは私たちだけでしょうか。部落問題の解決とは、何か。人間が尊敬される社会の実現とは、どんな社会なのか。行政の果たす役割、地域の果たす役割、住民の果たす役割などをもっと真剣に議論する場が必要だったのではと考えます。

今一度、コミュニティセンター職員総引き上げ、コミュニティセンター廃止が、部落問題解決につながるのか否か。一般施策まで打ち切るのは、なぜか。私たちは、今年の1月からコミュニティセンター存続を求める署名活動を行い現在まで15589名が集まっています。この署名の重みを受け止め貴委員会は、一体どのようにご判断されるのか徹底的な議論をしていただくことを強く要望します。

当協議会は、貴委員会の果たした役割は、部落民に多大な影響を与えていると考えています。委員の皆様方がだした結論は、委員会が解散になっても、京都市の同和行政の方向性を示した者としての自覚を持ち、結果の功罪について責任を負っていただくことを強く求めます。当協議会も、貴委員会の下した結論が、部落問題の解決につながるのか、助長拡大になるのか絶えず検証していく決意です。